

税の申告はお早めに

町県民税・所得税の申告は2月16日(火)から3月15日(火)まで

町県民税・所得税の申告の受付と申告相談が2月16日(火)から始まりま
す。申告期間中、税務署や申告相談会
場は混雑が予想されますので、早めの
準備をお願いします。なお、申告書は
郵送でも受け付けています。

町県民税の申告

次の条件に当てはまる人は、申告が必
要です。

- ① 平成28年1月1日(賦課期日)に下
仁田町にお住まいの人で、平成27年
中に所得のあった人
- ② 前年中の所得が全くなかった、もし
くは、生計を一にする親族の扶養と
なっていない人
- ③ 町県民税において医療費控除や社
会保険料控除などの控除を受けよ
うとする人
- ④ 公的年金等の収入金額が400万
円以下であり、かつ年金以外の所得
が20万円に満たない人
- ⑤ 所得がない人で、所得証明などが必
要な人

次の人は申告をする必要はありません。

- ① 所得税の確定申告書を税務署に提
出した人
- ② 収入が給与のみで、勤務先から町に

所得税の申告

次の条件には当てはまる人は、確定申
告が必要です。

- ① 給与の年収が2,000万円を越え
る人
- ② 給与所得や退職所得以外の所得金
額の合計額が20万円を越える人
- ③ 給与を2か所以上からもらっていて、
年末調整がされなかった給与の収入
金額と給与所得や退職所得以外の
所得金額との合計額が20万円を超
える人
- ④ 恩給や公的年金等のみを受け取って、
各種税額控除を受けることができる
人
- ⑤ 事業(営業等、農業)・不動産の所得
があった人
- ⑥ 平成27年中に土地や建物、株式など
を売った譲渡所得がある人

次の条件に当てはまる人は、確定申告
をすると所得税が戻る場合があります。
(源泉徴収されている所得税がある
人に限ります。)

- ① マイホームをローンなどで購入した
人
- ② 多額の医療費を支払った人
- ③ 災害や盗難にあった人
- ④ 給与所得があり、年途中で退職し、
再就職していない人
- ⑤ 恩給・年金から所得税が源泉徴収さ
れていて、各種控除のある人

要介護認定を受けている人の障害者
控除

65歳以上の要介護認定を受けてい
る人に対し、申請により「障害者控除
対象者認定書」を交付しています。認
定書の交付を受けた人は、税の申告時
に町県民税や所得税の障害者控除を
受けることができます。

申請窓口 健康課介護保険係
64-8802

申告相談日程表

町内各地区の申告相談の
実施日と会場

町では申告期間中、別表のとおり申
告相談を行います。地区ごとに会場と
日程が異なります。対象地区以外の人
の申告を受け付けることはできません
ので、ご注意ください。また、申告期間
中、役場窓口での申告相談は行ってお
りません。

所得税・町県民税の申告に必要なもの

- 申告書
- 印鑑、筆記用具など
- 昨年中の給与・公的年金等の源泉徴収票や支払調書の原本
- 事業・不動産所得者は、収支内訳書など収入金額と必要経費を計算できる書類(事前に計算してく
ださい)
- 国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料、その他社会保険料の支払額が分かる書類
- 生命保険料、地震保険料の控除証明書
- 雑損控除や寄附金控除などの控除を受ける場合は、それを証明できる書類
- 医療費控除を受ける人は、領収書(事前に計算してください)
- 所得税の還付がある場合は、申告者本人名義の預貯金口座の分るもの

申告相談日程表 2月16日(火)～3月15日(火)

受付時間:午前9時30分から午後3時30分まで

月日・曜日	地 区	対 象 地 区	申 告 会 場
2月16日(火)	青倉	土谷沢・上青倉・下青倉(日向・日影)	青倉社会体育館ミーティングルーム(旧青倉小図書館)
17日(水)		宮室・大桑原・下青倉(小北野・跡関)	
18日(木)	西牧	本宿・横間・南野牧区	公民館西牧分館(活性化センター)2階
19日(金)		西野牧区・矢川区・市野萱区	
22日(月)	小坂	中小坂・大平・東野牧区	旧小坂小校舎(1階西:旧教室)
23日(火)		下小坂・大坂区・上小坂区	
24日(水)	馬山	大東区・田城・緑ヶ丘区	馬山生活改善センター
25日(木)		城西・竹の上(光陽団地含む)	
26日(金)		中央・小川(田城・竹の上除く)・蒔田区	
29日(月)	下仁田	下町・仲町・上町区	役場二階201会議室
3月 1日(火)		東町・川井区	
2日(水)		旭町・吉崎・栗山区	
3日(木)	青倉	地区ごとの二次申告です。 行政区の定められた日にお出掛け できない方は、この日に。	青倉社会体育館ミーティングルーム(旧青倉小図書館)
4日(金)	西牧		公民館西牧分館(活性化センター)2階
7日(月)	馬山		馬山生活改善センター
8日(火)	小坂		旧小坂小校舎(1階西:旧教室)
9日(水)	下仁田		役場二階201会議室
10日(木)	全	全地区対象	
11日(金)			
14日(月)			
15日(火)			

※各会場の受付時間は、午前9時30分から午後3時30分までです。

※対象地区以外は受け付け出来ませんので、ご協力ください。

※上記日程は、職員が会場に出向いておりますので、役場窓口での申告記載指導は出来ません。

※営業・農業所得がある方は収入支出の集計を。また、医療費控除のある方は、領収書の集計をしてお出かけください。

問合せ先 住民税務課 税務係 ☎82-2113(直通)

税務署からのお知らせ

【確定申告のお知らせ】

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと **自宅等で確定申告書の作成ができます**ので、所得税等の確定申告書は、書面で印刷して送付いただくか又はe-Taxでの送信(事前準備が必要)のいずれかでご提出ください。

【所得税の確定申告をされるすべての方へ】

確定申告書への復興特別所得税額の記載漏れにご注意ください。

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付をすることとされています。

復興特別所得税額は、各年分の基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率を乗じて計算した金額です。

【公的年金等を受給されている方へ】～確定申告不要制度のお知らせ～

平成23年分以後の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、**住民税の申告が必要な場合があります。**

なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(例えば、純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

また、平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されないこととなりました。